

経済産業省

20150330地局第1号

工業用水道事業費補助金交付要綱細則を次のとおり制定する。

平成27年4月1日

経済産業省大臣官房地域経済産業審議官 井上 宏司

工業用水道事業費補助金交付要綱細則

工業用水道事業費補助金の交付については、「工業用水道事業費補助金交付要綱」によるほか、本細則に定めるところによる。

第1 計画変更等の承認申請

工業用水道事業費補助金交付要綱第9条第1項第4号及び同条第2項第4号の承認申請に当たっては、工業用水道料金算定要領（平成25年経済産業省告示第19号）に定めるところの範囲内で申請するものとする。

なお、承認申請に当たっては、受水企業に対して、工業用水道事業の経営状況、料金の算定根拠、資金計画等を示し、料金の変更等について十分な説明がなされ、概ね理解が得られていること。また、そのことが分かる書類を添付すること。

第2 事業費の算定基準等

1. 工事費

工事費については、別に定める「工業用水道工事設計標準歩掛表」によることとし、本歩掛表に記載のない事項については、厚生労働省が定める「水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」によることを原則とする。なお、これらの歩掛表に記載のない事項については、国土交通省等の国の機関又は都道府県で定めたもの（以下、公共歩掛という。）によることとする。これら以外の歩掛表等による場合は、その理由と根拠等の説明資料を添えて明確とすること。

労務単価については、「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。

(1) 契約、工法

① 契約

請負契約は、上記による積算を基準として予定価格を定め、次のいずれかの方法をもって行

うものとする。

ア 一般競争契約

イ 指名競争契約 指名の基準、事由、適用法令等を明確にし、入札経過書を作成しておくものとする。

ウ 随意契約 競争契約に適さない場合にのみ認めることとし、その理由、根拠、適用法令等を明確にしておくものとする。

② 工法の選定

ア 工法の選定に当たっては、地形、地質、地下水の状況等について、事前に、できうる限りの綿密な調査を行ったうえ、客観的に妥当なものを選定するものとし、その理由等を明らかにした資料を整えておくものとする。

イ ある一定の条件を基に決定した工法については、その条件に変化がないにもかかわらず施工者が他の工法を用いて施工した場合にあっては、当該工法に関する契約変更は行わないものとする。

③ 工事日数

各種工事の所用日数は、特に仮設工事費の積算に大きな影響を与えるので、工事の特性、地形、地質、気象的条件、技術的条件等を勘案して工事工程表を必ず作成し、これに基づいて積算するものとする。

(2) 工種別の設計基準

① 管布設工

配水管の布設については、複数の受水者への給水を対象とした事業に限るものとする。ただし、地下水を工業用水に転換する場合を除く。

② 管理施設

ア 管理棟

操作室、電気室、薬品注入室、ポンプ室等については、合理的な機器配置計画に基づく最小の面積を算出するものとし、事務室等については、別に定める「管理施設設計基準」に基づいて計上するものとする。

イ 管理事務所

(ア) 設置基準

次の各号のいずれかに該当している場合にのみ設置することを認めるものとし、管理棟に併設することを原則とする。

- ・当該工業用水道施設が本庁舎より 20km 以上離れている場合
- ・給水能力が 10 万 m³/日以上である場合
- ・給水対象工場数が 20 以上である場合

(イ) 面積

別に定める「管理施設設計基準」の基準面積の範囲内とする。ただし、特に設置しない部分がある場合には、その面積を基準面積から控除するものとする。

ウ 宿舍

(ア) 設置基準

次の各号のいずれかに該当する場合にのみ設置することを認めることとする。

- ・工業用水道施設のうち常時勤務を必要とする施設が、近接する市街地から 10km 以上離れている場合
- ・交通等の条件が著しく不便であり、かつ、特に施設の付近に常住する必要があると認められる場合

(イ) 設置の範囲

設置する場所は、管理目的施設の 1km 以内の場所とし、設置戸数は、配置人員の 50%以内とする。

(ウ) 面積

管理事務所の項に同じ。

(エ) 用地

管理宿舍の用地面積は、建坪の 2 倍以内とするが、建築基準法の定めにより、これにより難しい場合には、同法に定める範囲内までとする。

エ 管理道路

原則として管路用地として取得した土地の範囲内で特に必要とする部分に限り築造することを認めることとする。用地を特に買収して道路を築造することは、浄水場等特に大規模かつ重要な施設であって他に利用する道路等がなく孤立しているものに係る道路に限り、別に定める「管理施設設計基準」の範囲内で認めるものとする。

オ 整地等

特に必要な場合に限り、別に定める「管理施設設計基準」の範囲内で認めるものとする。

カ 通信、監視施設等

(ア) 通信施設

工業用水道の各施設間の電話、無線通信施設その他必要な通信施設に限り認めるものとする。

(イ) 監視施設等

維持管理用の車両については、維持管理用のために特に購入することは原則として認めないが、建設のために取得したものを建設終了後、維持管理用に継続使用する場合は、必要な範囲内で、別に定める「残存物件取扱要領」によりその購入を認めるものとする。

貯水池を有する場合において、監視用舟艇を必要とするときには、貯水池 1 つにつき 1 隻までの購入を認めるものとする。

キ その他

その他の管理施設については、施設と一体となってこれに付属するもの以外のもの（工具、試験器具等）は原則として認めない。ただし、維持管理上必要不可欠の施設であって、施設と一体して建設する場合より、これと同一機能を有する代替の機械器具を購入した方が経済的に有利である場合には、当該機械器具の購入を認めることとするが、この場合においては、両者の価額を明確に示す書類を申請書に添付するものとする。

2. 用地費及び補償費

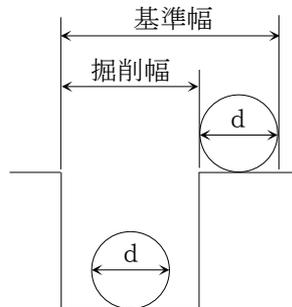
用地費及び補償費については、次に定めるもののほか、別に定める「用地取得及び用地使用面積算定基準」及び「工業用水道事業用地取得及び補償基準」によるものとする。

(1) 用地取得費

① 用地買収面積

ア 管布設取得面積については、次図の基準により算定するものとする。

なお、管布設工事に係る用地買収面積は、基準幅×延長の範囲内とする。



なお、街路と共同で用地取得する場合には、昭和41年3月11日付け建都街発第16号の通ちょうによるものとするが、この場合、工業用水道が負担する費用は用地費のみとし、家屋移転その他の物件補償に係る費用は負担しないものとする。また、街路建設が先行した部分については費用負担は行わなくてもよいものとする。

イ 浄配水場用地の取得面積は原則として構築物築造に必要な掘削面積の2倍以内とする。なお、この場合、場内配管のための掘削面積は、構築物築造に必要な掘削面積には算入しない。

② 用地価格

用地価格は、近傍類似の他の公共事業その他の事業等における売買事例、公的機関、信用ある不動産関係の機関、銀行若しくは不動産鑑定士等の評価額並びに地価公示法に基づく公示地価を基準として算定し、公正妥当なものとする。また、これらの裏付けとなる資料を必ず作成して、申請書に添付しておくこととし、これらの裏付け資料により立証される金額を超える金額については、原則として補助対象とはしないものとする。

(2) 用地使用量

① 管布設工事の用地使用

管布設工事の実施に当たり、管の一時置きや掘削土の仮置きのための場所を確保するため、管路敷に沿って、原則として用地取得面積算定基準の2倍以内の範囲で用地借用を認めるものとする。なお、この算定を行うに当たっては、当該算定の基準となる幅及び延長に道路等買収しない用地に係るものを含めることができる。

また、施工方法に応じ、矢板等を計上する場合により、基準外に及ぶ面積を借用して開削した方が、経済的に有利である場合には、その限りにおいて必要な範囲まで認めるものとする。この場合には、その理由、積算を明らかにした資料を申請書に添付しておくものとする。

② 構築物工事の用地使用

構築物築造工事の施工に当たって、当該構築物のために取得した用地以外の土地について、特に用地使用が必要である場合には、その限りにおいて必要な範囲内で認めるものとする。この場合には、その必要性を明らかにする資料を申請書に添付しておくものとする。

(3) 補償費

① 用地の取得使用に伴う補償

工事の施工に必要な用地の取得又は使用に伴って発生する物件の補償に限ることとし、原則として別に定める「工業用水道用地取得及び補償基準」により算定するものとする。

② その他の補償

工業用水道事業の施工に伴って発生する水利使用、鉱業権等の権利の消滅又は制限に対する補償に要する費用を被害の限度内において積上げにより計上するものとし、その補償額を説明する資料を申請書に添付しておくものとする。

③ 補償費の支払いは、登記完了時支払いを原則とする。取引慣行上一部契約時支払いを必要とする場合には、一般的な慣例の範囲内で支払うものとするが、登記完了前における全額支払いは認めないものとする。

3. 調査費

調査費については、公共歩掛によることを原則とする。これら以外の積算基準等による場合は、その理由と根拠等の説明資料を添えて明確とすること。

なお、費用計上については、実際に工事を実施する際に要する費用を計上するものとし、いわゆる基本設計的な調査設計は事業費の調査には計上しないものとする。

また、調査の結果、工事を実施することが不可能又は著しく困難であると判断され、追加調査が必要となった場合においては、当該追加調査に要する費用は補助対象になりうるものとする。

(1) 測量

施設、管路の設計、施工のために必要な測量とする。

(2) 地質、土質調査

① 試掘

ダム、トンネル等の工事に必要な地質の確認のため実施するもの及び管路を市街地に布設する際の地下埋設物確認のためのものであり、それぞれ必要な限度内において認めるものとする。

② 試錐（標準貫入試験を含む。）

次の範囲内で、必要に応じ認めるものとする。

- ・構築物 原則として、構築物下端から 30m以浅とする。
- ・管 路 原則として、地表面から 10m以浅とする。

③ 土質試験

次のものを必要に応じ認めるものとする。

- ・土構造のうち重要構造物に関する設計施工に必要な試験
- ・工事施工のためのトラフィカビリティーに関する調査

(3) 水質調査

浄水機構の設計に必要なものに限り認めるものとする。

(4) 設計委託

施設、管路の設計、施工のために必要な設計とする。

4. 附帯雑費

(1) 事業費補助金

事業の施行に当たって必要とする事務的経費であって、人件費（職員給与、諸手当）、旅費、備

品費、消耗品費、燃料費、通信運搬費、印刷製本費、その他に要する経費を計上するものとする。
 ただし、人件費については、別に定める「人件費算定基準」を基準にして算定するものとする。

① 附帯雑費の限度額

附帯雑費は、交付決定単位ごとの附帯雑費対象額（各工事費、用地費、補償費及び調査費の合計額をいう。以下同じ。）に、次の表に掲げる附帯雑費対象額のそれぞれの区分に対応する附帯雑費率を乗じて得た合計額の範囲内とする。

附帯雑費対象額	附帯雑費率	
	都道府県	市町村
1億円までの額	6.5%	5%
1億円を超え 3億円以下の額	4.5	3
3億円を超え 5億円以下の額	3.5	2
5億円を超え 10億円以下の額	2.5	1.5
10億円を超え 20億円以下の額	2	} 0.5
20億円を超え 30億円以下の額	1	
30億円を超える部分	0.5	

② 附帯雑費の範囲

附帯雑費には、次のものは計上しないものとする。

- ア 人件費のうち、他の部門をも統括する管理職に係るもの
- イ 電話債券等の有価証券類
- ウ 工業用水道事業と関係のない事項についての講習、研修、会議等に係る経費
- エ 寄付金、広告宣伝費等

(2) 水源費補助金

ダム等の負担事務処理に要する費用であって、職員旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費等に要する経費を計上するものとする。

① 附帯雑費の限度額

附帯雑費は、工業用水道事業費補助金交付要綱に定められた額又は100万円のいずれか小なるものを限度とする。

② 附帯雑費の範囲

附帯雑費には、次のものは計上しないものとする。

- ア 人件費
- イ 電話債券等の有価証券類
- ウ 工業用水道事業と関係のない事項についての講習、研修、会議等に係る経費
- エ 寄付金、広告宣伝費等

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2 事業費の算定基準等については、平成28年4月1日から施行する。